65歳以上の皆さんへ

長寿介護課費34

## 65 歳以上の人の介護保険料 (年額)

所得区分	保険料率	保険料 改正前 (円)	保険料 改正後	内容
第1 段階	基準額 × 0.50	21,300	26,700	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 で世帯全員が住民税非課税
第2段階	基準額 × 0.50	21,300	26,700	本人と世帯全員が住民税非課税で、本 人の合計所得金額と課税年金収入の合 計が80万円以下の人
第3段階	基準額 × 0.75	31,900	40,000	本人と世帯全員が住民税非課税で、第 2段階以外の人
第 4 段階	基準額 × 0.90	38,300	48,000	世帯に住民税課税者がいて、本人が住 民税非課税で合計所得金額と年金収入 の合計が80万以下の人
	基準額 × 1.00	42,500	53,400	世帯に住民税課税者がいて、本人が住 民税非課税で合計所得金額と年金収入 の合計が80万を超える人(基準額)
第 5 段階	基準額 × 1.25	53,100	66,700	本人が住民税課税者で合計所得金額が 190万円未満の人
第 6 段階	基準額 × 1.50	63,800	80,100	本人が住民税課税者で合計所得金額が 190万円以上の人

※第4段階は、前期計画と同様に2段階に細分化しています。(平成24~ 26 年度までの特例)

※保険料段階の基準所得金額を 200 万円から 190 万円に変更しました。

おき、

高齢者が尊厳を持ち、自分

携による地域社会の構築を理念に できる、高齢者と地域と行政の連 高齢者一人ひとりの生き方が実現

らしく生活を送れるよう、

の連携を重点においています。

高齢者の見守り支援のしくみづ

地域におけるネットワーク

## 平成24年度から介護保険料が変わります

5万3400円で、 これに見合う保険料を算出しました。 費の見込み額 その結果、 (約64億円)

などを勘案し、平成24~26年度の3年 設入所者や介護サービス利用者の増加 65歳以上の人(第1号被保険者)

介護保険料

介護従事者の介護報酬の改定及び施

間に必要な標準給付費と地域支援事業 保険料の基準年額は を算定し、 (別表) は

> ります。 前期と比較して平均25・5%上昇とな

和に活用しました。 を全額取り崩し、介護保険料の上昇緩 介護給付費準備基金(約4800万円 また、県からの財政安定化基金交付 (約1700万円)の交付及び町の

## 費」を財源として運営されています。 このうち40~64歳の人(第2号被保

的な取り組み方針を示すものです。

今回策定した計画は第5期で、

保健福祉施策の推進に向け、具体 して介護保険制度の運営や高齢者 保険料」と国・県・町が負担する「公

護保険法に基づき、

3年を一期と

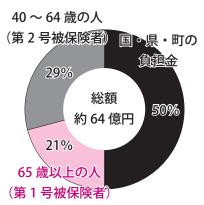
この計画は、老人福祉法及び介

介護保険は、皆さんが納める「介護

介護保険は支えあいの制度です

険料は21%です。 65歳以上の人(第1号被保険者)の保 険者)が納める保険料は全体の29%、

介護保険料の財源の構成



ぎ機能を担う人材を育成・支援し

づくりを進めるため、

地域のつな

地域活動を推進します。

計画の期間は、

平成 24 ~ 26 年度の 3 年間



介護保険事業計画を策定 局齢者保健福祉計画

広報たわらもと 2012.04